

西宮市社会福祉施設等整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の運営法人が行う整備等に要する経費について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(実施計画書の提出等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、市長が別に指定する日までに実施計画書（様式第1号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は、市長が別に指定する日までに規則第7条に基づき交付申請を行わなければならない。

2 補助金の交付申請を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者あて補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

3 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて交付決定をできるものとする。

- 4 前項の規定により修正を加えて交付決定をするときは、事業者が行う事業の遂行を本当に困難とさせないようにしなければならない。
- 5 第1項の通知を受けた事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に規則第9条に基づき申請の取下げをすることができる。

（補助事業の着手及び着工の届出）

第7条 事業者は補助事業に着手したときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は補助事業に着工したときは、その旨を届け出なければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 事業者は補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 事業者は第5条の規定により通知された金額（以下「交付決定金額」という。）の変更を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに補助金変更交付申請書（様式第2号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は事業等終了後規則第14条に基づき、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第 11 条 市長は規則第 15 条に基づき、前条の規定により提出のあった補助事業等実績報告書を審査し、適正と認めたときは、事業者あてに補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、規則第 17 条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 13 条 市長は、事業者が規則第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその他市長が定める事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、事業者に補助金交付決定取消通知書により通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、規則第 19 条に基づき補助金等返還命令書により、事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 2 項の規定により変更額を決定し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 11 条の規定により事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補足)

第 15 条 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則 この要綱は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和元年 9 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害者グループホーム整備補助事業				
補助事業の目的	障害のある人が地域生活を営む上で、その生活基盤となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う事業所の整備を促進するために、整備に要する経費の一部を補助することにより共同生活援助を行う事業所の整備促進を図る。				
補助事業の対象となる者	市より国庫補助協議案件として認められた者				
補助事業の対象となる経費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用、その他施設整備費として適當と認められない費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。				
補助金の額	<p>1 新設事業</p> <p>(1) 下記ア、イの合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>補助事業の対象となる経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3－1に基づき算出した額とを比較して少ないほうの額</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>補助事業の対象となる経費の支出額の合計からアの額並びにその他地方公共団体及び公共的団体等の補助金の合計額を控除した額に0.5を乗じて得た額（ただし、アの額に6分の1を乗じて得た額を限度とする。）</td> </tr> </table> <p>(2) 予算の範囲内の額</p> <p>(1)の額と(2)の額を比較して少ないほうの額を上限額とす</p>	ア	補助事業の対象となる経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3－1に基づき算出した額とを比較して少ないほうの額	イ	補助事業の対象となる経費の支出額の合計からアの額並びにその他地方公共団体及び公共的団体等の補助金の合計額を控除した額に0.5を乗じて得た額（ただし、アの額に6分の1を乗じて得た額を限度とする。）
ア	補助事業の対象となる経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3－1に基づき算出した額とを比較して少ないほうの額				
イ	補助事業の対象となる経費の支出額の合計からアの額並びにその他地方公共団体及び公共的団体等の補助金の合計額を控除した額に0.5を乗じて得た額（ただし、アの額に6分の1を乗じて得た額を限度とする。）				

	る。
	<p>2 改修事業</p> <p>1 新設事業の額に準じる。ただし 1(1)ア中「4分の3を乗じて得た額と、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3－1に基づく額とを比較して少ないほうの額」を「4分の3を乗じて得た額（総事業費は30万円以上1,000万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以内）のものに限り、2者以上の見積りから低い方の価格を基準額とする。）」と読み替える。</p>
適用除外する項目	<p>第3条</p> <p>第7条第1項</p> <p>第15条第2項</p>
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	<p>指定期日 :</p> <p>必要書類 :</p>
第4条関係	<p>指定期日 :</p> <p>別途通知する。</p> <p>規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類 :</p> <p>別途通知する。</p>
第9条関係	<p>指定期日 :</p> <p>別途通知する。</p> <p>必要書類 :</p> <p>別途通知する。</p>
第10条関係	<p>規則第14条 指定期日 :</p> <p>別途通知する。</p> <p>規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類 :</p> <p>別途通知する。</p>
第12条関係	<p>規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類 :</p> <p>別途通知する。</p>

第13条関係	市長が定める事項： 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に反すること。
--------	---

別表（第2条関係）

補助事業名	障害者グループホームスプリンクラー整備補助事業
補助事業の目的	障害のある人が地域生活を営む上で、その生活基盤となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助を行う事業所に設置するスプリンクラー設備の整備に要する経費の一部を補助することにより障害のある人が安心して暮らせる住まいの場の促進を図る。
補助事業の対象となる者	平成27年3月31日以前から障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行っている事業所を運営する法人
補助事業の対象となる経費	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
補助金の額	平成17年10月5日厚生労働省社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」第1の3国庫補助基準単価により算出した額、補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（當利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に4分の3を乗じて得た額を上限額とする。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	既存施設において、消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備に限る。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	規則第7条（4）その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日： 別途通知する。

	必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。
	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害者支援施設等防犯設備整備補助事業
補助事業の目的	障害者支援施設等に非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕などに要する経費の一部を補助することにより障害者支援施設等の防犯対策の強化を図る。
補助事業の対象となる者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設又は同条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第17項に規定する共同生活援助若しくは同条第18項に規定する相談支援を行う事業所を運営する法人
補助事業の対象となる経費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用、その他施設整備費として適當と認められない費用）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。
補助金の額	工事請負業者の見積り額、補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に4分の3を乗じて得た額を上限額とする。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	工事費の対象は以下の（1）（2）とする。 （1）門、フェンス等の外構等の設置・修繕 門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備。（入所施設にあっては総事業費が1,000千円

	<p>以上、通所(利用)施設にあっては 300 千円以上のもの。)</p> <p>(2) 非常通報装置等の設置 警察機関への非常通報装置等を設置するための整備(総事業費が 300 千円以上のもの。)</p>
--	---

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第 4 条関係	指定期日：別途通知する。
	規則第 7 条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。
	規則第 14 条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	高齢者施設等防犯設備整備補助事業
補助事業の目的	高齢者施設等に非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕などに要する経費の一部を補助することにより高齢者施設等の防犯対策の強化を図る。
補助事業の対象となる者	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム又は、小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人
補助事業の対象となる経費	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
補助金の額	補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）に2分の1を乗じて得た額（ただし900千円を超える場合は900千円）、を上限額とする。 ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	工事費はフェンス（境界を作り、人が容易に敷地内や建物に接近することを防ぐ効果があるもの。）、110番直結非常通報装置、カメラ付きインターホン、防犯カメラ、人感センサー（人の出入りを感知するセンサー付ライト・人の出入りを感知し、ベルで音を鳴らすもの等。）、その他、これらと同様の防犯効果が見込まれるものを見込みとし、総事業費は30万円以上とする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：・平面図、位置図、写真等（現況及び設置箇所が分かるもの）

	・見積書
第4条関係	指定期日：別途通知する。 規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。 規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項： ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉 空間整備推進交付金実施要綱に反すること。 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉 空間整備推進交付金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	地域密着型サービス事業所施設整備補助事業
補助事業の目的	地域密着型サービス事業所を開設する法人へ、施設整備にかかる費用を補助することにより地域密着型サービス事業所の整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－1中 第1欄「地域密着型サービス等の整備 地域密着型サービス施設等の整備、介護施設等の合築等及び空き家を活用した整備」のうち、第2欄に規定される認知症高齢者グループホームを新たに開設する法人
補助事業の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。） ・工事事務費 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－1中、補助事業の対象となる各事業所に対応する第3欄の基準額をそれぞれの上限額とする（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	<p>第3条 第7条 第15条第1項</p>
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	<p>指定期日：</p> <p>必要書類：</p>

第 4 条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。 規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	地域密着型サービス事業所開設準備経費補助事業
補助事業の目的	地域密着型サービス事業所を開設又は増改築等により定員が増加する法人へ、開設前に必要な経費の一部を補助することにより地域密着型サービス事業所の整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－2中 第1欄「介護施設等の施設開設準備経費 定員29人以下の地域密着型施設の整備等」のうち、第2欄に規定される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を新たに開設又は、既存施設を設置運営しており増改築等により定員を増加する法人
補助事業の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－2中補助事業の対象となる各施設に対応する第3欄の基準額を上限額とする（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。 ただし、予算の範囲内の額とし、増改築等により定員を増加する場合は、増加した定員分のみを対象とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	<p>指定期日：</p> <p>必要書類：</p>

第 4 条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。 規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	定期巡回サービス事業者参入促進事業								
補助事業の目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を新たに開設する事業者を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援することにより、多様な事業者の参入促進を図る。								
補助事業の対象となる者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を新たに開設する事業者								
補助事業の対象となる経費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に必要な人件費等 (報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等)								
補助金の額	<p>以下に定める補助基準額と補助対象経費を比較して少ないほうの額を上限額とする(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)。ただし、予算の範囲内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <p>事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額(ただし、合計額が当該年度で基準額に満たない場合は、次年度と通算する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業所の場合</td> <td>11,448千円</td> </tr> <tr> <td>特養・老健併設の場合</td> <td>10,494千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合</td> <td>5,724千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	単独事業所の場合	11,448千円	特養・老健併設の場合	10,494千円	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合	5,724千円
区分	基準額								
単独事業所の場合	11,448千円								
特養・老健併設の場合	10,494千円								
サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合	5,724千円								
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項								
その他									

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	<p>指定期日 :</p> <p>必要書類 :</p>

第 4 条関係	指定期日：別途通知する。 規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。 規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業
補助事業の目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業において訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の差額の一部を補助することにより、訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の訪問回数が多い対象者の利用拡大を図る。
補助事業の対象となる者	兵庫県内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の訪問看護サービスを提供する訪問看護事業所又は定期巡回・随時対応型サービス事業所の内、西宮市の被保険者に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の訪問看護サービスを提供している事業所
補助事業の対象となる経費	兵庫県定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業の対象となる経費
補助金の額	兵庫県定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業の補助金の額のうち「利用者」を「保険者を西宮市とする利用者」に読み替え算出した額に3分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、予算の範囲内とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条
その他	兵庫県定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業にて補助金の交付を受けていることが条件となる。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。 規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。

	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業
補助事業の目的	訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算又は複数名訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。
補助事業の対象となる者	訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業を行う事業者のうち、利用者等からの暴力行為に係る安全確保等のため、2人体制での訪問が必要な事業者
補助事業の対象となる経費	訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業で以下の条件のいずれにも該当すると認めた2人訪問に対する2人訪問加算又は複数名訪問加算相当額の一部 1 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為に係る安全確保等のため、2人での訪問が必要であると認められること。 2 2人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の加算が適用できないと認められること。
補助金の額	兵庫県訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の補助基準単価に市が認めた2人体制でのサービス提供回数を乗じ、補助基準額とし、補助基準額に3分の2を乗じた額を上限額とする。 ただし、予算の範囲内とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第1項
その他	兵庫県訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業実施要領における対象経費を補助事業の対象となる経費とする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第4条関係	指定期日：別途通知する。

	規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。
	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
補助事業の目的	高齢者施設等に非常用自家発電設備整備に要する経費の一部を補助することにより高齢者施設等の防災体制の強化を図る。
補助事業の対象となる者	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱別表中、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業の第1欄に定める区分に記載された高齢者施設等を運営する法人
補助事業の対象となる経費	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。
補助金の額	補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし、予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	・本事業は施設、事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（1つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を算出する。また、本事業は、原則1事業所につき1回を限度として申請できる。 ・総事業費が500万円以上の事業を対象とする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：平面図、位置図、写真等（現況及び設置箇所が分かるもの）、2者以上の見積書
第4条関係	指定期日：別途通知する。

	規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。
	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱に反するこ と。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害者支援施設等非常用自家発電設備整備補助事業
補助事業の目的	障害者支援施設等に非常用自家発電設備整備に要する経費の一部を補助することにより障害者支援施設等の防災体制の強化を図る。
補助事業の対象となる者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第11項に規定される障害者支援施設又は、同条第1項に規定される障害福祉サービス事業及び同条第18項に規定される相談支援事業を行う事業所並びに、児童福祉法第6条の2の2 第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所を運営する法人
補助事業の対象となる経費	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
補助金の額	工事請負業者の見積り額、補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）を上限額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	総事業費が500万円以上のものを対象とする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：平面図、位置図、2者以上の見積書
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。

第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項： 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	社会福祉法人会計監査人設置モデル事業
補助事業の目的	平成31年度において、会計監査人の設置義務対象法人とならない社会福祉法人に対して、会計監査をモデル的に導入することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理するとともに、これらの結果を、関係者に広く周知することを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>本事業の実施主体は、平成30年度決算において、収益20億円又は負債40億円程度以下であることが見込まれる社会福祉法人とする。</p> <p>なお、本事業の採択に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(1) 予備調査を実施済みであり、会計監査契約の相手方（監査法人・公認会計士）が決定している社会福祉法人を優先的に対象とする。</p> <p>(2) 平成30年度決算において収益10億円超である社会福祉法人のうち、収益10億円に近い法人を優先的に対象とする。</p> <p>(3) これまでに会計監査人による監査及び会計監査人による監査に準ずる監査を実施していない法人を優先的に対象とする。</p> <p>また、これまでに本事業の補助を行った社会福祉法人については対象としない。</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、委託料のうち、平成31年度中に支出した経費とする（予備調査に係る経費も同様とする。）。
補助金の額	1の社会福祉法人当たり200万円の範囲内とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第2項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する

	規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日： 別途通知する。 必要書類： 別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日： 別途通知する。 規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項： 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要項に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害福祉分野における ICT 導入モデル補助事業
補助事業の目的	新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野における ICT の活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等が ICT を導入する際の経費を支援し、ICT の活用モデルを構築することを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>市内において、次に掲げる施設等を設置運営する法人等（ただし、市が設置する施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は対象外とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所 （2）法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設 （3）法第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業所 （4）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所 （5）児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所
補助事業の対象となる経費	上記施設等において、生産性の向上又は新型コロナウイルスの感染拡大の防止等を図るための ICT 機器等の導入時にかかる購入費、レンタル料及びリース料等
補助金の額	1 事業所あたり 1,000 千円と補助事業の対象となる経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第 3 条 第 7 条 第 15 条第 2 項
その他	当該補助事業は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。 本市主催の ICT 導入に伴う研修会に参加することを補助要件とする。 実績報告の内容は、全国の障害福祉サービス事業所等における

	ICT の導入の参考に資するよう、今後公表する可能性がある。
--	--------------------------------

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条関係	指定期日 :
	必要書類 :
第 4 条関係	指定期日 : 別途通知する
	規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日 : 別途通知する。
	必要書類 : 別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日 : 別途通知する。
	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項 : ・ 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱に反すること。 ・ 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
補助事業の目的	障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>市内において、次に掲げる施設等を設置運営する法人等（ただし、市が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は対象外とする。）</p> <p>（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>（2）法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所</p> <p>（3）法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業所</p> <p>（4）法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う事業所</p> <p>（5）法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所</p> <p>（6）法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う事業所</p>
補助事業の対象となる経費	上記施設等において、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボット等導入計画書に基づき導入した介護ロボット等に要した購入費、レンタル料及びリース料等、及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費
補助金の額	<p>以下に掲げる基準額と補助事業の対象となる経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を除いた額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額とする（ただし、1機器あたり100千円以上300千円以下となるものを補助対象経費とする。「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100千円以上1,000千円以下となるものを補助対象経費とする。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。</p> <p>（1）ロボット等の導入に伴う経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設：2,100千円 ・共同生活援助：1,500千円 ・その他事業所：1,200千円

	<p>(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 ・障害者支援施設、共同生活援助：7,500 千円</p>
適用除外する項目	<p>第3条 第7条 第15条第2項</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助事業は令和4年4月1日から適用する。 ・補助対象となる介護ロボット等の要件及び選定するにあたって検討する事項は、令和3年12月22日障発1222第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和3年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」に記載のとおりとする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	<p>指定期日： 必要書類：</p>
第4条関係	<p>指定期日： 別途通知する 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。</p>
第9条関係	<p>指定期日： 別途通知する。 必要書類： 別途通知する。</p>
第10条関係	<p>規則第14条 指定期日： 別途通知する。 規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。</p>
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	<p>市長が定める事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱に反すること。 ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	高齢者施設等における簡易陰圧装置設置経費補助事業
補助事業の目的	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、簡易陰圧装置の設置にかかる経費を補助する。
補助事業の対象となる者	市内において、兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中 第1欄「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」において簡易陰圧装置設置経費支援の第2欄に規定される対象施設を運営する法人
補助事業の対象となる経費	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中 第1欄「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」において簡易陰圧装置設置経費支援の第4欄に規定される経費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中補助事業の対象となる各施設に対応する第3欄の基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。

	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害者グループホーム開設準備補助事業
補助事業の目的	障害者グループホームの開設時に要する、共用備品の購入費及び住居の借り上げに伴う初期費用を補助することで、障害者グループホームの整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	市内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助事業所の指定を受けた、障害者グループホームを運営する法人。ただし、市内に所在する事業所に限る。
補助事業の対象となる経費	上記事業所において、障害者グループホームの開設時に要した共用備品（開設前4ヶ月以内に購入した調理器具、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機、テレビ、冷暖房器具等であって、利用者の居室に設置されるものを除く。）の購入費（取付け設置費含む。）及び開設前4ヶ月以内に契約した住居の借り上げに伴う初期費用（礼金及び仲介手数料等であって、家賃及び保証金的性格の預け金を除く。また、補助事業者の代表者個人が貸主となる場合は対象外とする。）
補助金の額	以下の（1）に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に以下の（2）に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、予算の範囲内とする。 （1）基準額 • 共用備品の購入費 基準額 540千円（日中サービス支援型） 基準額 270千円（介護サービス包括型・外部サービス利用型） • 住居の借り上げに伴う初期費用：基準額 70千円×定員数 ただし、1,050千円を上限額とする。 （2）補助率 • 日中サービス支援型 3/4 • 介護サービス包括型、外部サービス利用型 1/2
適用除外する項目	第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条 第15条
その他	・本補助は、開設した月日の属する年度を補助年度とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助は、既設事業所に新規ホームを追加する等、定員が増加した場合も、当該新規ホーム部分については対象とする。 ・本補助は、開設日の2ヶ月前までに申請があった事業所を対象とし、交付決定前に購入及び契約したものであっても、その日付が補助対象期間内であれば対象とする。 ・同一年度で補助対象となるのは1法人1事業所限りとする。
--	---

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日 :
	必要書類 :
第4条関係	指定期日 : 別途通知する
	規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第9条関係	指定期日 : 別途通知する。
	必要書類 : 別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日 : 別途通知する。
	規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類 : 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項 : なし。

別表（第2条関係）

補助事業名	高齢者施設等における個室化改修補助事業
補助事業の目的	介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。
補助事業の対象となる者	市内において、兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中第1欄「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」において介護施設等個室化改修事業の第2欄に規定される対象施設を運営する法人
補助事業の対象となる経費	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中 第1欄「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」において介護施設等個室化改修事業の第4欄に規定される経費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中補助事業の対象となる各施設に対応する第3欄の基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。

第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。
	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	特定施設入居者生活介護事業所開設準備経費補助事業
補助事業の目的	特定施設入居者生活介護事業所を開設又は増改築等により定員が増加する法人へ、開設前に必要な経費の一部を補助することにより特定施設入居者生活介護事業所の整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－2中 第1欄「介護施設等の施設開設準備経費 定員30人以上の広域型施設等の整備等」のうち、第2欄に規定される「介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）」を新たに開設又は、既存施設を設置運営しており増改築等により定員を増加する法人
補助事業の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－2中補助事業の対象となる施設に対応する第3欄の基準額を上限額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：

第 4 条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。 規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	高齢者施設等における換気設備設置経費補助事業
補助事業の目的	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、換気設備の設置にかかる経費を補助する。
補助事業の対象となる者	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱別表中、高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業の対象となる高齢者施設等を運営する法人
補助事業の対象となる経費	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
補助金の額	補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と設置する居室の面積に1m ² あたり4千円を乗じた額を比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：平面図、位置図、写真等（現況及び設置箇所が分かるもの）、2者以上の見積書
第4条関係	指定期日：別途通知する。 規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。

	規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱に反するこ と。

別表（第2条関係）

補助事業名	介護施設等における看取り環境整備補助事業
補助事業の目的	介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的とする
補助事業の対象となる者	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－4中 第1欄「介護施設等の看取り環境の整備」のうち、第2欄に規定される対象施設を運営する法人
補助事業の対象となる経費	看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の購入費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－4中補助事業の対象となる施設に対応する第3欄の基準額を上限額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。 規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。

第13条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。
--------	-------------------------------------

別表（第2条関係）

補助事業名	介護施設等におけるゾーニング環境等整備補助事業
補助事業の目的	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ゾーニング環境等の整備に要する経費を補助する。
補助事業の対象となる者	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中 第1欄「ゾーニング環境等の整備」のうち、第2欄に規定される対象施設を運営する法人
補助事業の対象となる経費	感染拡大防止のためのゾーニング環境の整備に必要な備品購入費、工事費及び工事請負費又は工事事務費
補助金の額	兵庫県地域介護拠点整備補助事業別表1－6中補助事業の対象となる各施設に対応する第3欄の基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。ただし予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第1項
その他	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。 規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類：

	別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	子どもの安心・安全対策支援補助事業
補助事業の目的	障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るために万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	市内において、次に掲げる施設等を設置運営する法人等 ①ICTを活用した子どもの見守り支援事業 法第6条の2の2第2項、第3項に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業所を運営する法人。 ②登降園管理システム支援事業 法第6条の2の2第2項、第3項に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業所を運営する法人。
補助事業の対象となる経費	①ICTを活用した子どもの見守り支援事業 ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用。 ②登降園管理システム支援事業 登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用。
補助金の額	以下に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金収入額等を除いた額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、予算の範囲内とする。 ①ICTを活用した子どもの見守り支援事業：1事業所あたり200千円（補助率：5分の4） ②登降園管理システム支援事業（補助率：5分の4） （1）端末購入を行わない場合：1事業所あたり200千円 （2）端末購入を行う場合：1事業所あたり700千円
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第2項
その他	当該補助事業は令和4年9月5日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。 規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項： ・児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱に反すること。 ・障害児安全安心対策事業実施要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助事業の目的	こどもが安心して過ごせる社会の実現に向け、障害児通所支援事業所等におけるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるための支援内容（保育の実践記録等）の記録などをする設備の設置を支援し性被害を防止する。
補助事業の対象となる者	市内において、児童福祉法第6条の2の2第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行う事業所を運営する法人。
補助事業の対象となる経費	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費。
補助金の額	施設（事業所）ごとに、基準額（100千円）と補助事業の対象となる経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）とする。
適用除外する項目	第3条 第7条 第15条第2項
その他	当該補助事業は令和5年11月29日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： 必要書類：
第4条関係	指定期日： 別途通知する。 規則第7条（4）その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。 必要書類：別途通知する。

第 10 条関係	規則第 14 条 指定期日：別途通知する。 規則第 14 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 12 条関係	規則第 17 条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 13 条関係	市長が定める事項： ・令和 5 年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱に反すること。 ・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱に反すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
補助事業の目的	高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕及び非常用自家発電設備の設置を促進する。
補助事業の対象となる者	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱別表中、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の第1欄に定める区分に記載された高齢者施設等を運営する法人
補助事業の対象となる経費	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
補助金の額	補助事業の対象となる経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱別表中、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める交付基準単価を上限額とし、かつ予算の範囲内の額とする。
適用除外する項目	第7条 第15条第2項
その他	・本事業は施設、事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（1つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を算出する。また、本事業は、原則1事業所につき1回を限度として申請できる。 ・非常用自家発電設備整備事業を除き総事業費が80万円以上の事業を対象とする。

別に定める事項

関係条項	内容
------	----

第3条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：平面図、位置図、写真等（現況及び設置箇所が分かるもの）、2者以上の見積書
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	規則第7条（4）その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2）その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第12条関係	規則第17条（2）その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第13条関係	市長が定める事項： 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱に反するこ と。